第1507号
受
27.1.23
小郡三井医師会

福県医発第2847号（地）
平成27年1月22日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　松田　峻一良
（公印省略）

高額療養費制度における自己負担限度額の見直しの
周知用ポスターの送付について

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成26年政令第365号）が平成26年11月19日を公布され、平成27年1月1日より施行されることとなり、70歳未満の被保険者等に係る高額療養費等の算定基準額の所得区分が、現行の3段階から5段階に改正されることにつきましては、すでに平成27年1月5日付福県医発第2680号(地)にて、ご連絡申し上げているところであります。

本改正に伴い、今般、厚生労働省において、患者への周知用ポスターが別添のとおり作成されましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、周知用ポスターにつきましては、下記の厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、各医療機関へ配布される際は、ダウンロードの上、お配り頂きますよう併せてお願い申し上げます。

記

厚生労働省ホームページ
「高額療養費制度を利用される皆さまへ」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html?utm_source=echofon

・上記ページの「70歳未満の方で、高額な医療費をご負担になる皆さまへ」（平成27年1月1日施行）に、ＰＤＦ形式で掲載されております。

小郡三井医師会より　　医療保険・後期高齢者医療担当理事　山下拓郎
会長　廣瀬真恵

（保179）
平成２６年１２月１６日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　純　一

高額療養費制度における自己負担限度額の見直しの周知用ポスターの送付について

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成２６年政令第３６５号）が平成２６年１１月１９日に公布され、平成２７年１月１日より施行されることとなり、７０歳未満の被保険者等に係る高額療養費等の算定基準額の所得区分が、現行の３段階から５段階に改正されることにつきましては、すでに平成２６年１１月２８日付日医発第８８９号（保165）（介94）にて、ご連絡申し上げているところであります。

本改正に伴い今般、厚生労働省において、患者への周知用のポスターが別添のとおり作成されましたので、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、ポスターは下記の厚生労働省ホームページに掲載されており、ダウンロードができますのでご活用下さい。（各医療機関へ印刷物をお届けすることはいたしません。）

また日本医師会ホームページのメンバーズルームからもダウンロードできるようにいたします。

記

厚生労働省ホームページ
『高額療養費制度を利用される皆さまへ』（ＵＲＬは以下のとおり）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html?utm_source=echofon

上記ページの中の、
・ご案内「７０歳未満の方で、高額な医療費をご負担になる皆さまへ」（平成２７年１月１日施行）に、ＰＤＦ形式で掲載されております。

【添付資料】
１．高額療養費制度における自己負担限度額の見直しの周知用ポスターの送付について
（平26.12.12　事務連絡　厚生労働省保険局保険課）

事　務　連　絡
平成２６年１２月１２日

関係団体　御中

厚生労働省保険局保険課

高額療養費制度における自己負担限度額の見直しの
周知用ポスターの送付について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年１月１日より、高額療養費制度における自己負担限度額が見直されることに伴い、別添のポスターを作成いたしましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

なお、ポスターは下記の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、関係者各位においてダウンロードの上印刷していただき、適宜御利用くださるよう併せて周知願います。

記

厚生労働省ホームページ
『高額療養費制度を利用される皆さまへ』（ＵＲＬは以下のとおり）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html?utm_source=echofon

上記ページの中の、
・ご案内「70歳未満の方で、高額な医療費をご負担になる皆さまへ」（平成27年１月１日施行）
に、ＰＤＦ形式で掲載しております。

（関係団体一覧）

公益社団法人　日本医師会　御中
公益社団法人　日本歯科医師会　御中
公益社団法人　日本薬剤師会　御中
一般社団法人　日本病院会　御中
公益社団法人　全日本病院協会　御中
公益社団法人　日本精神科病院協会　御中
一般社団法人　日本医療法人協会　御中
一般社団法人　日本社会医療法人協議会　御中
公益社団法人　全国自治体病院協議会　御中
一般社団法人　日本慢性期医療協会　御中
一般社団法人　日本私立医科大学協会　御中
一般社団法人　日本私立歯科大学協会　御中
一般社団法人　日本病院薬剤師会　御中
公益社団法人　日本看護協会　御中
一般社団法人　全国訪問看護事業協会　御中
公益財団法人　日本訪問看護財団　御中
独立行政法人　国立病院機構本部　御中
独立行政法人　国立がん研究センター　御中
独立行政法人　国立循環器病研究センター　御中
独立行政法人　国立精神・神経医療研究センター　御中
独立行政法人　国際医療研究センター　御中
独立行政法人　国立成育医療研究センター　御中
独立行政法人　国立長寿医療研究センター　御中
独立行政法人　地域医療機能推進機構本部　御中
独立行政法人　労働者健康福祉機構本部　御中

70歳未満の方で

高額な医療費をご負担になる皆さまへ

平成27年1月1日から 高額療養費制度においてご負担いただく医療費の限度額が所得に応じて見直されます

○高額療養費制度とは・・・

長期入院や治療により、ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により一定の金額（自己負担限度額）を超えて支払った医療費について給付を受けることができる制度です。

○医療費の限度額（自己負担限度額）は・・・

被保険者の所得区分に応じて決まります。

見直し後 （平成27年1月1日から）

	所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額	3月以上ご負担いただいた方（※2）
①	**年収約1,160万円～の方**（変更されました） 健保：標準報酬月額83万円以上の方 国保：年間所得（※1）901万円超の方	252,600円 ＋（医療費－842,000円）×1%	140,100円
②	**年収約770～約1,160万円の方**（変更されました） 健保：標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国保：年間所得600万円超901万円以下の方	167,400円 ＋（医療費－558,000円）×1%	93,000円
③	**年収約370～約770万円の方**（変更ありません） 健保：標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国保：年間所得210万円超600万円以下の方	80,100円 ＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
④	**～年収約370万円の方**（変更されました） 健保：標準報酬月額28万円未満の方 国保： 年間所得210万円以下の方	57,600円	44,400円
⑤	**住民税非課税の方**（変更ありません）	35,400円	24,600円

（※1）ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）のことを指します。（いわゆる「旧ただし書所得」）

（※2）高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

高額療養費制度に関する申請やご質問等については、現在加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国保組合、共済組合までお問い合わせください。

厚生労働省